

柳川市柳川駅自由通路広告等取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、柳川市柳川駅自由通路広告等取扱要綱（平成27年7月29日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、広告等を掲出する場合の基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告等を掲出できない業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告等は、掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きを開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 本市の市税を滞納している事業者
- (15) 社会問題を起こしている業種や事業者

(広告等内容に関する基準)

第3条 広告等の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告等を掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等をするものが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 粗悪品等広告を掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

エ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの

イ 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で露骨若しくはわいせつであるもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ 他人の名誉若しくは信用を毀損するもの若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

カ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

キ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ク その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 美観を害するもの

色又はデザインが景観と著しく違和感があり、公衆に不快感を起こさせるもの

(4) 虚偽又は誇大な表示をし、公衆に対し不快な感じを与えるもの

ア 統計、分権、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく有料若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む。）

イ 社員、副業、内職、会員等の募集に関するもので、その目的、内容等が不明確であるもの。

ウ 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの。

エ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの。

オ 射幸心をあおる表示又は表現

カ 誇大な表現を含むもの

キ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの

ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

- ケ 他人名義の広告
- コ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法、返品条件等が不明確なもの
- サ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- シ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの
- ス 本紙が広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（本紙が別に認証を行っている商品又はサービス等に係るものを除く）
- セ その他消費者を誤認させる恐れのある表示または表現（編集記事と紛らわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(5) 設備又は構造上危険であるもの

道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のあるもの

(6) 政治性又は宗教性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）

(7) 個人名又は団体の名刺広告又は意見広告

ア 個人又は団体の名刺広告

イ 個人又は団体の意見広告

ウ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

(8) その他広告等を掲出することが不適當であると市長が認めるもの

ア 品位を損なう表現のもの

イ 投機を著しくあおる表現のもの

ウ 謝罪、釈明等のもの

エ 訪ね人、養子縁組等のもの

オ その他市長が不適當であると認めるもの

(広告等掲出の期間)

第4条 広告等掲出の期間は、最長1年間とする。ただし、絵画、写真等作品展示に関する掲出は、原則として最長1か月とする。

2 前項の使用許可満了のとき、更に使用期間を変更する者があるときは、その満了前にその者の柳川駅自由通路広告等掲出変更申込書を提出させるものとする。

(絵画、写真等の掲出に関する基準)

第5条 広告等掲出のうち、絵画、写真等作品展示に関する掲出について、作品へ金額等を提示してはならない。

(掲出場所に関すること)

第6条 広告等掲出場所は、原則として下記表のとおりとする。ただし、Bエリア及びCエリアについて、それぞれの掲出場所に空きがない場合で、他のエリアに空きがある場合は、それぞれのエリアに掲出することもできることとする。

エリア・区画数	貸出対象
Aエリア (10区画)	柳川市のみ
Bエリア (20区画)	・柳川市 ・国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体 ・上記以外の非営利のもの ・作品展示 (営利含む)
Cエリア (20区画)	有料広告

(端数計算について)

第7条 料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成27年7月29日から施行する。